

## 市町別の病気休暇中の給与の取扱いの状況（平成19年4月1日現在）

団体名	国と同等	国より有利
津市		
四日市市		
伊勢市		
松阪市		
桑名市		
鈴鹿市		
名張市		
尾鷲市		
亀山市		
鳥羽市		
熊野市		
いなべ市		
志摩市		
伊賀市		
木曽岬町		
東員町		
菰野町		
朝日町		
川越町		
多気町		
明和町		
大台町		
玉城町		
度会町		
大紀町		
南伊勢町		
紀北町		
御浜町		
紀宝町		
市計	13	1
町計	15	0
合計	28	1

- (注) 1 国の病気休暇は、休暇の期間は必要最小限度の期間、休暇の期間が引き続き90日を超えた場合、俸給（いわゆる基本給）は半減することとなっています。
- 2 病気休暇は、私傷病（結核性を除く。）の場合の取扱いを示しています。